

関係 社会福祉施設等の長
各 介護保険施設の長 様
関係介護保険事業所の管理者
関係障害福祉サービス事業所等の管理者

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

社会福祉施設等における感染症予防対策につきましては、平素から格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

また、当該通知を受け、県健康増進課長・生活衛生課長連名で感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策及び食中毒の発生予防対策について、社会福祉施設等への啓発依頼が別添のとおり行われましたので、お知らせします。

つきましては、下記 1 のとおり感染性胃腸炎の感染予防・まん延防止対策に万全を期していただきますとともに、感染が疑われる場合には、嘱託医や協力医療機関と連携の上、適切かつ迅速な対応をお願いします。

なお、社会福祉施設等において、感染性胃腸炎による患者の発生が確認された場合には、下記 2 により県施設等所管課及び管轄の健康福祉センター（保健所）へ速やかに御報告いただきますよう、併せてお願いします。

記

1 予防対策及び発生時の対応等について

別添参考資料 1 の「社会福祉施設等におけるノロウイルスに関する留意事項」及び別添参考資料 2 を参考に、ノロウイルスの感染や食中毒防止の観点から、手洗いの徹底や糞便（オムツの処理を含む。）・吐物の適切な処理等の感染予防対策を講ずるとともに、感染性胃腸炎発生時においては、発生状況の把握、感染の拡大防止及び医療機関の早期受審など、適切に対応すること。

なお、消毒薬の希釈や保管に際しては、利用者の誤飲を防ぐため、ペットボトルを使用しないよう留意すること。

2 発生時の報告について

(1) 報告を要する場合

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 報告様式等

- ① 初回報告の場合、別紙様式1「感染症発生報告（初回報告用）」により県施設等所管課及び管轄の健康福祉センター（保健所）へ報告すること。
- ② 継続報告の場合、別紙様式2「感染症発生報告（継続報告用）」を管轄の健康福祉センター（保健所）へ報告すること。

【参考】

- ・ 山口県の感染症発生動向(週報) (山口県感染症情報センターホームページ)
<http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/jyoho/page2.php>
- ・ ノロウイルス検出状況 2023/24 シーズン (国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>
- ・ ノロウイルスに関する Q&A(最終改訂:令和 3 年 11 月 19 日)(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・ ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い(動画)
<https://www.youtube.coTTm/watch?v=z7ifN95YVdM>

【各施設等所管課・班長、担当者】

厚政課	保護医療班	主 事	橋 本	083-933-2727
	地域保健福祉班	主 事	周 管	083-933-2724
長寿社会課	施設班	主 査	岡 村	083-933-2793
	介護保険班	主 査	野 村	083-933-2774
障害者支援課	在宅福祉推進班	調整監	金 子	083-933-2764
	施設福祉推進班	主 査	倉 重	083-933-2735
こども政策課	保育・母子保健班	主 幹	吉 村	083-933-2747
こども家庭課	児童環境班	主 査	近 藤	083-933-2744